

高松地方検察庁の取組（令和5年）



1 中学生に対する法教育

移動教室（職場体験学習）

令和5年度 16校 合計161名



※ なお、内容については、要望に応じて調整いたします。

プログラム

- ・ 法律やルールの必要性
- ・ 検察庁の業務説明
- ・ DVD及びパワーポイント使用

- ・ 被害者支援制度の説明
- ・ 庁舎等見学
- ・ 模擬取調べ
- ・ 裁判員制度の説明
- ・ 法廷見学又は裁判傍聴

公判日程次第

- ・ 模擬裁判

台本を基に、裁判がどのように行われるかを実体験してもらいます。

- ・ 検察官等との座談会

2 高校生に対する法教育

出前教室 1校37名

検察庁では、移動教室とともに、出前教室にも力を入れています。令和5年度は、まだ1校だけですが、検察官が学校へ出向き、検察庁の業務、刑事事件の流れ、裁判員裁判に関することなどを説明し、質疑応答の時間も設けています。



令和5年8月23日(水)実施

進路選択の一助となれるようなイベントを目指して企画しましたが、初めてのこと故、思うように参加者が集まらず、参加者は4名でした。

しかし、「春休み」にもう一度、計画したいと考えています。

← 模擬取調べのようす



高松地方検察庁の取組（令和5年）



3 大学生に対する法教育

令和5年2月 業務説明会 6名（教員含む）

令和5年4月 目で見る刑事訴訟法企画24名（教員含む）



プログラム

- ・ 庁内見学及び弁解録取再現
身柄事件が検察庁へ送致された場合の事件受理から被疑者の勾留に至るまでを分かりやすく再現します。
- ・ 検察庁の業務説明
- ・ 裁判傍聴
本当の裁判を傍聴できます。
- ・ 模擬取調べ
- ・ 検察官との座談会
検察官が、皆様の疑問・質問にお答えします。

検察庁の実務の中で、法律がどのように運用されているのかを刑事手続を生々の現場で見てもらい、将来の参考にしてもらえればと思い企画したものです。今後も、定期的に開催する予定です。

【参加者の声】

- ・ 検察庁職員の職務内容、職務に対して真摯に取り組む姿勢を学ぶことができた。
- ・ いかに検察庁が被疑者の人権を厳格に守ろうとしているのかということを知ることができた。
- ・ 起訴・不起訴の判断に至るまでの流れや刑事手続について、具体的にイメージできた。
- ・ 検察官と検察事務官の連携を見ることで、検察庁の仕事を肌で感じる事ができた。

4 教員に対する法教育

令和5年8月17日(木)実施

毎年、夏休み期間中に、香川県下の教職員を対象とした法教育の場を提供しており、本年度は14名の教職員の方が参加されました。

法教育の必要性等について、当庁から説明するとともに、裁判所、矯正管区、保護観察所、法務局及び弁護士会からも講師を招き、試行錯誤を繰り返しながら実施しています。

毎年、7月頃に参加者を募集しますので、参加をお待ちしております。



【参加者の声】

- ・ 家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所及び少年院など、少年を取り巻く法制度や仕組みを理解できた。
- ・ 少年院の先生方が、少年達の社会復帰のために力を注がれていることがわかった。

【問合せ先】

〒760-0033 高松市丸の内1番1号 高松地方検察庁

検察広報官 電話 087-825-2039

HPはこちら→

